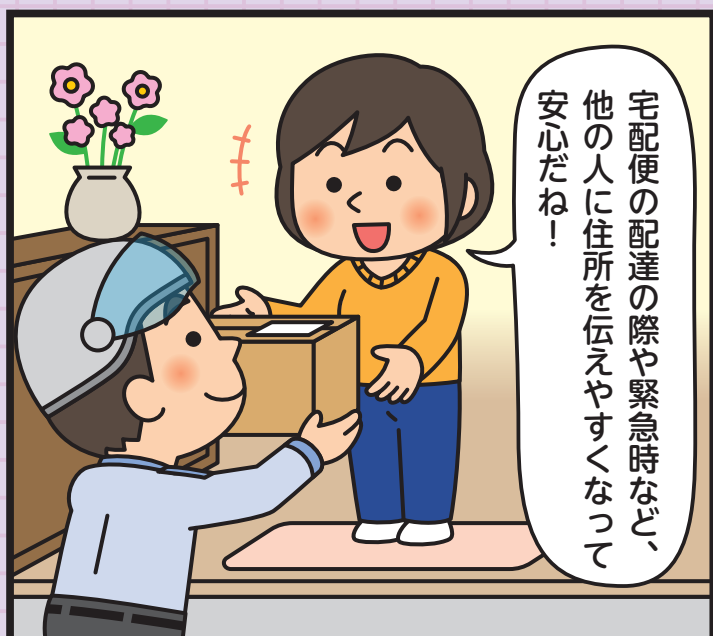
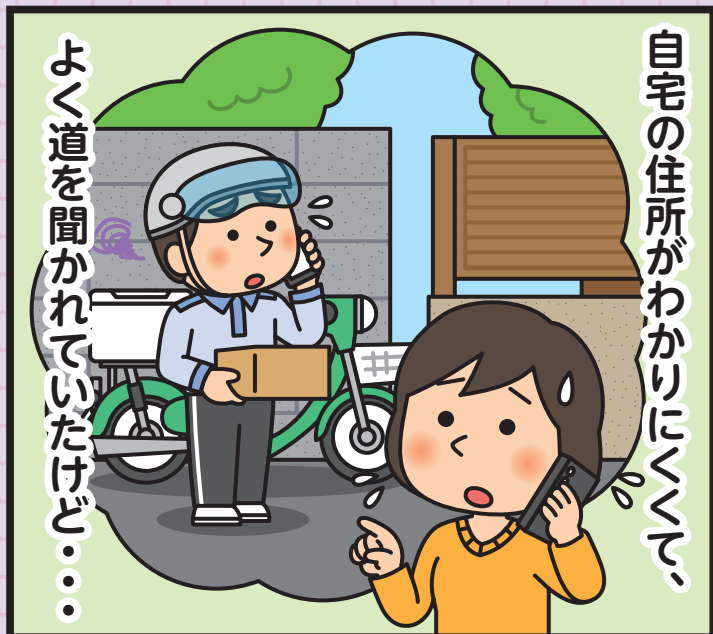


わかりやすい住所で、もっと便利に！



住所を整理する方法として、 **住居表示制度**が あります

詳しくは
裏面へ

なんでわかりにくい住所なんだろう？

現在の住所は、土地の地番をもとにした「**番地**」を使用しています。

土地の地番は、相続や売買で分筆や合筆を繰り返してきたことで、番号が飛んでいたり、順番に並ばないなど、住所がわかりにくくなっており、日常生活に不便や支障が生じることがあります。（訪問者がなかなかたどり着けない、配達が遅れるなど）

どの建物ですか？
って聞かれちゃう。

行きたい建物の
場所がわからない！



住居表示制度って？

住所をわかりやすくするための制度です。

土地の地番を使用するのではなく、建物ごとに新たな番号を順序よくふり住所とします。**住居表示の実施によって、住所が規則的に並ぶことで、特定の場所を見つけやすくなります。**

実施前の住所 川崎市〇〇区 〇〇町 〇番地〇
(町名) + (番地)

実施後の住所 川崎市〇〇区 〇〇町〇丁目 〇番 〇号
※1 (町名) + (街区符号) + (住居番号)

※1 町名は、▲▲町、■■〇丁目など様々なつけ方があります。

住居表示の番号はどのようにつけていくの？

STEP 1

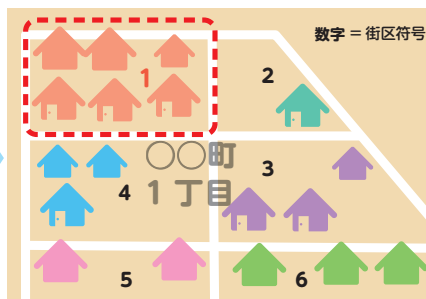
町をいくつかの区画に分けて町名をつける。



〇〇町1丁目

STEP 2

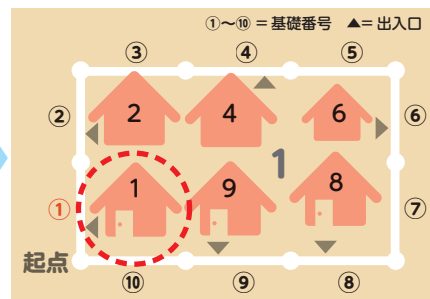
1つの町をいくつかの街区に分ける。



〇〇町1丁目1番

STEP 3

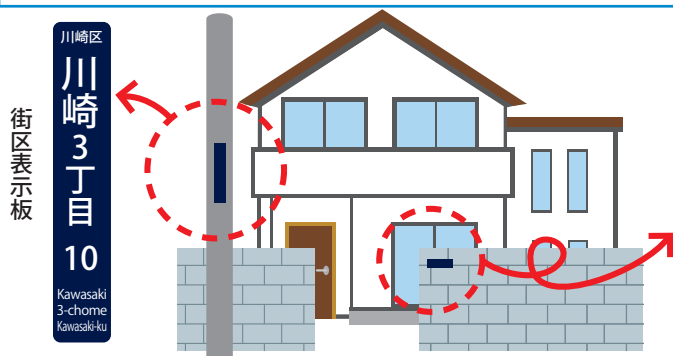
1つの街区にある建物に順序よく住居番号をつける。



〇〇町1丁目1番1号

※2 町の規模によっては、区画を分けないこともあります。

住居表示実施地区では、電柱や住居に表示板を取り付けて住所を表示します



町名表示板と住居番号表示板

川崎区 川崎3丁目 10-25



これでもう迷わないね！

住居表示の実施に関する
お問い合わせ

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課 住居表示担当
電話：044-200-2736 Eメール：25koseki@city.kawasaki.jp

詳しくは
こちらから

